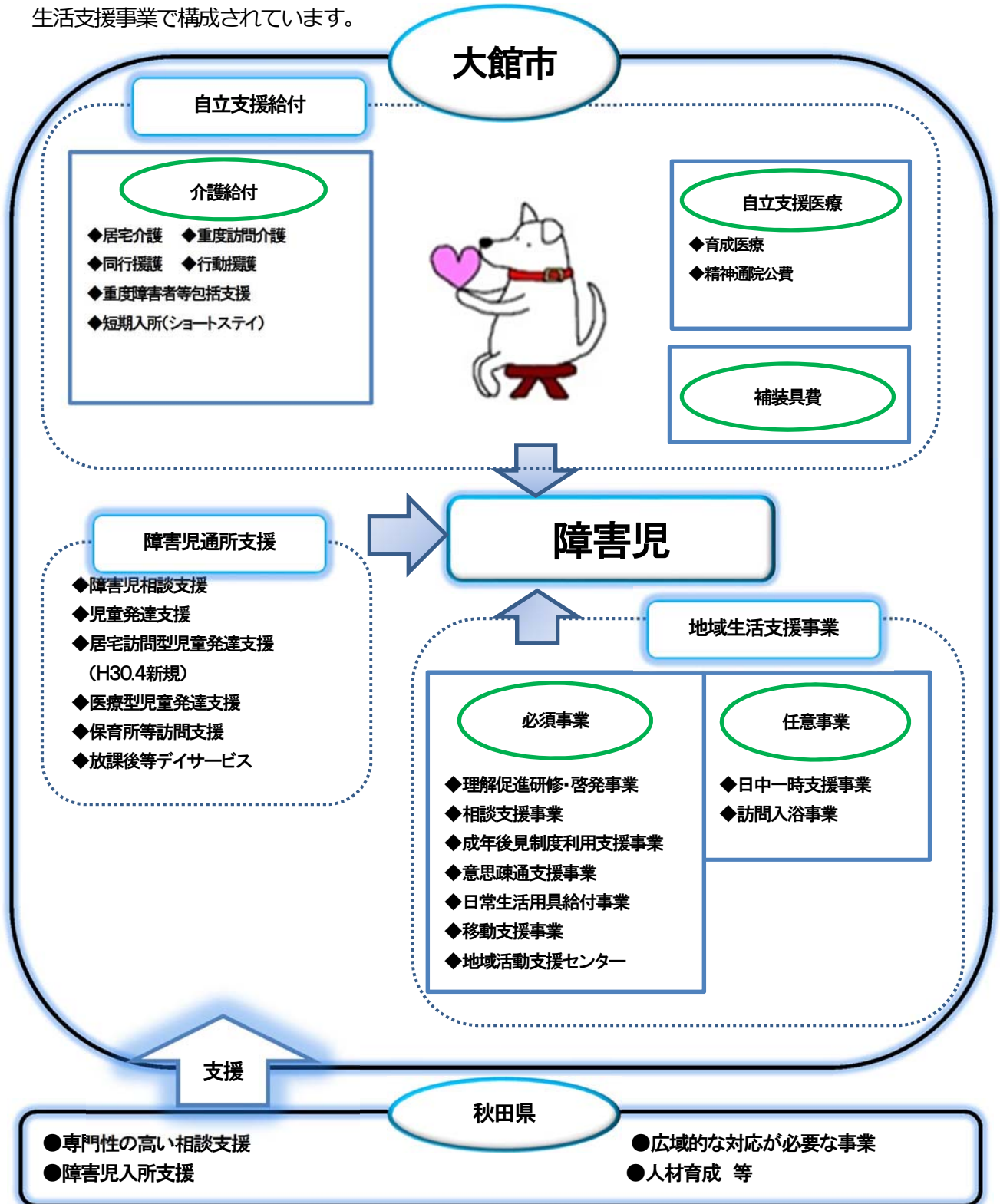


第5章 障害児支援の提供体制

◆ 障害児へのサービスの全体像

児童福祉法及び障害者総合支援法に基づくサービスは、障害児通所支援等と自立支援給付及び地域生活支援事業で構成されています。



## 1 児童福祉法に基づくサービス

平成30年度から平成32年度までの児童福祉法に基づくサービスの必要量の見込みは次のとおりです。（\*平成30年4月から始まる新規サービスについては、実績を勘案して必要量の見込をおこないます。）

なお、必要量の見込みは、これまでのサービス利用実績や国の方針等を勘案して積算しています。

### (1) 児童発達支援及び医療型児童発達支援

#### ■ 児童発達支援と医療型児童発達支援の内容

サービス名	サービス内容
児童発達支援センター (児童福祉施設)	身近な地域の障害のある児童の支援の専門施設（事業）として、通所利用の障害のある児童への支援だけでなく、地域の障害のある児童・その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害のある児童に対し施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応します。
児童発達支援事業	日帰りで、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等療育を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し支援を行います。
医療型児童発達支援事業	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある子どもに対し、日帰りで、治療を行うと共に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

#### ◆ 第1期障害児福祉計画の児童発達支援センターの月平均見込量

項目	年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	利用人数 (人/月)		23	25	37
利用日数 (日/月)		115	125	185	200
1人あたりの利用日数 (日/月)		5	5	5	5

注) 平成29年度分は見込み



## 第5章 障害児支援の提供体制

### (2) 放課後等デイサービス

サービス名	サービス内容
放課後等デイサービス	就学中の障害のある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供とともに、放課後等の居場所づくりを提供します。

#### ◆第1期障害児福祉計画の放課後等デイサービスの月平均見込量

項目	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	利用人数 (人/月)		55	58	86
利用日数 (日/月)		605	638	946	979
1人あたりの利用日数 (日/月)		11	11	11	11

注) 平成29年度分は見込み

### (3) 保育所等訪問支援

■ 保育所等訪問支援の内容 サービス名	サービス内容
保育所等訪問支援	保育所等を利用中または、今後利用する予定の障害のある子どもが、障害のない子どもとの集団生活に適応できるようになるための支援を行います。



#### ◆第1期障害児福祉計画の保育所等訪問支援の月平均見込量

項目	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	利用者数 (人/月)		8	12	14
利用日数 (日/月)		8	12	14	16
1人あたりの利用日数 (日/月)		1	1	1	1

注) 平成29年度分は見込み

### (4) 障害児相談支援

サービス名	サービス内容
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

◆障害児相談支援の年間見込量

項目	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	延利用者数 (件/年)		288	360	384

注) 平成 29 年度分は見込み

## 2 障害者総合支援法に基づくサービス

平成 30 年度から平成 32 年度までの障害福祉サービスの必要量の見込みは次のとおりです。なお、必要量の見込みは、これまでのサービス利用実績を勘案して積算しています。



### (1) 障害福祉サービス

サービス名	サービス内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者及び精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

## 第5章 障害児支援の提供体制

### ◆居宅介護の月平均見込量

項目	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用人数 (人/月)		1	1	1	1
利用時間数 (時間/月)		100	100	100	100
1人あたりの利用時間 (時間/月)		100	100	100	100

注) 平成 29 年度分は見込み

### ◆短期入所の月平均見込量

項目	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用人数 (人/月)		3	3	3	3
利用時間数 (日/月)		27	27	27	27
1人あたりの利用時間 (日/月)		9	9	9	9

注) 平成 29 年度分は見込み

### ◆重度訪問介護の月平均見込量

項目	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用人数 (人/月)		0	0	0	0
利用時間数 (時間/月)		—	—	—	—
1人あたりの利用時間 (時間/月)		—	—	—	—

注) 平成 29 年度分は見込み

### ◆同行援護の月平均見込量

項目	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用人数 (人/月)		0	0	0	0
利用時間数 (時間/月)		—	—	—	—
1人あたりの利用時間 (時間/月)		—	—	—	—

注) 平成 29 年度分は見込み

◆行動援護の月平均見込量

項目	年度			
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用人数 (人/月)	1	1	1	1
利用時間数 (時間/月)	1	1	1	1
1人あたりの利用時間 (時間/月)	1	1	1	1

注) 平成 29 年度分は見込み

◆重度障害者等包括支援の月平均見込量

項目	年度			
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用人数 (人/月)	0	0	0	0
利用時間数 (時間/月)	—	—	—	—
1人あたりの利用時間 (時間/月)	—	—	—	—

注) 平成 29 年度分は見込み

### 3 地域生活支援事業

(1) 必須事業

■ 地域生活支援事業の種類と内容

サービス名	サービス内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方のために手話通訳者等の派遣による支援を図っていきます。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある方等に対し、日常生活の便宜を図るための介護・訓練支援用具等を支給します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方について、社会生活上必要な外出及び余暇活動等社会参加のための移動を支援します。



## 第5章 障害児支援の提供体制

### ①意思疎通支援事業

#### ◆手話通訳者派遣事業の年間利用件数の見込み

項目	年度			
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用件数（件／年）	0	0	0	0

注) 平成 29 年度分は見込み

#### ◆要約筆記者派遣事業の年間利用件数の見込み

項目	年度			
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用件数（件／年）	0	0	0	0

注) 平成 29 年度分は見込み

### ②日常生活用具給付等事業

#### ◆日常生活用具給付等事業の年間必要量の見込み (件)

用具	年度	見込量			
	実績	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	0	0	0	0	0
自立支援生活支援用具	2	2	2	2	2
在宅療養等支援用具	1	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	0	0	0	0	0
排泄管理支援用具	108	108	108	108	108
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	1	1	1	1

注) 平成 29 年度分は見込み

注) 排泄管理支援用具は、継続的に給付するものであるため、1人1か月分の給付を1件とし年間の累計を計上している。

### ③移動支援事業

#### ◆移動支援事業の年間利用者数及び利用時間の見込み

項目	年度			
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数（人／年）	0	0	0	0
利用時間（時間／年）	—	—	—	—

注) 平成 29 年度分は見込み

(2) 任意事業

■ 地域生活支援事業の種類と内容

サービス名	サービス内容
日中一時支援事業	障害者や障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息とすることで、介護者の負担を軽減し、障害者や障害児に対しては、日中における活動の場を確保します。
訪問入浴事業	家庭での入浴が困難な障害者に対して、訪問入浴車を運行し、入浴サービスを実施します。

① 日中一時支援事業

◆ 日中一時支援事業の年間利用者数及び利用時間の見込み

項目	年度			
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延利用者数 (人/年)	269	260	260	260
利用時間 (時間/年)	10,222	9,880	9,880	9,880

注) 平成 29 年度分は見込み

② 訪問入浴事業

◆ 訪問入浴事業の年間利用者数の見込み

項目	年度			
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数 (人/年)	1	1	1	1

注) 平成 29 年度分は見込み



## 4 関係機関との連携した支援

障害児の早期発見及び支援並びに健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携した支援をおこなっていきます。

子育てに関する不安や養育支援が必要な家庭の訪問相談等を実施し、様々な問題への軽減を図ることに努めます。

必要に応じ、就学前の相談支援や子ども・家族支援ネットワークを通じ、要保護児童や教育的支援が必要な児童の早期発見、早期対応に取り組めます。

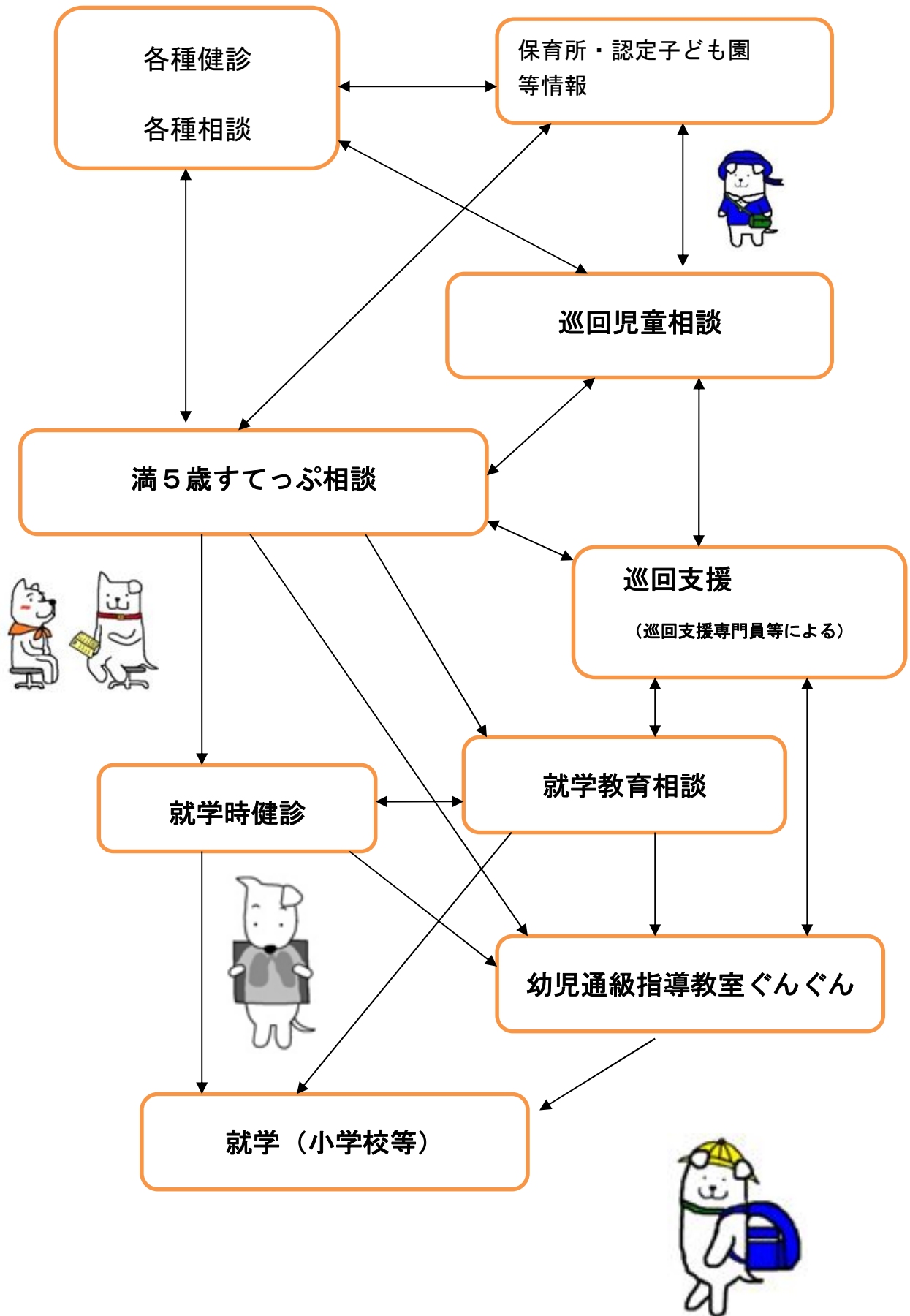


◆巡回支援による相談件数見込量（巡回支援専門員等によるもの）

項目	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	延相談件数 (人/年)		400	400	400

注) 平成 29 年度分は見込み

【就学前児童の主な相談や支援の流れ】



## 5 保育所等における障害児受入れ

障害児の保護者の利用ニーズを把握し、希望にそった利用ができるような体制づくりを検討していきます。

◆保育所等における障害児受入れ見込量 (人)

項目	年度			
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所	50	50	50	50
認定子ども園	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	21	20	20	20

注) 平成 29 年度分は見込み

## 6 アンケート調査結果

障害児のサービスの利用実態及びニーズを把握するために、市内の県立特別支援学校と特別支援学級のある市内小・中学校、児童発達支援センターひまわりの協力を得て、通学・通所されている保護者の方へ、障害者自立・差別解消支援協議会(旧：障害者自立支援協議会)で平成28年度におこなったものです。

調査対象者：市内在住の18歳以下の障害のある児童の保護者200人

調査回収率：80.5%(161人)

\*アンケート調査結果概要については、資料(P42から)をご覧ください。

